

五  
イ  
方 募  
入 価 法 入  
札 格 決  
発 競 定  
行 爭 の

当も各  
ての申  
るか込  
。らみ  
その  
のう  
応ち  
募応  
額募  
を価  
順格  
次の  
割高  
りい

四  
發 行 方  
法

価一を場で競争う札価振の以律社条九特  
格国定特あ争入。へ格替適下へ平、一法  
競債め別つ入札に以を機用を「振替法」  
争市る参て札發によ下競争は日本銀行第  
入場も加、と行「価に付けるもの  
札特の者財同「と「振替法」という。  
發別にご務時「と「振替法」に關する法  
行參よと大に「競争して行とする。  
「加るに臣行「以下札わる。その規  
と者發応がわく「行募各れ及「の規  
い・行募各れ及「う第へ限國るび価一  
。I以度債入価格とる。その規  
非下額市札格競い入の定

三  
用 振 の 法  
等 替 条 律  
法 項 及 の  
の 適 び 根  
法 そ 拠

國庫短期証券（第百三十六回）

○財務省令第三百二十九号～第五条第十  
平成二十二年九月二十一日～

省告示第三百二十六号  
に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省告示第三百二十六号  
の規定に基づき、  
第五条第十  
月二十一日～  
を次のとおり告示する。  
に施行した割引短期国

財務大臣 野田佳彦

十 一 發 行 價 格 日 期	九 八 振 額 最 低 額 面 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場 行 爭 額	七 口 イ 払 行 入 価 ・ 別 債 札 格 金 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場 行 爭 額	六 口 イ 發 行 入 価 ・ 別 債 札 格 行 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場 行 爭 額	各 國 度 債 市 場 特 別 參 加 者 ご と の 申 応
平す額の振 成るの記替 二。整載法 十二数又の 二倍は規 年の記定 九年金録に 月額はよ 二十一に、 より最振 一日も額口 の面座 と金簿	千 万 面 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場 行 爭 額	万 千 十 二 八 四 一 兆 千 百 万 三 二 四 五 千 百 十 千 五 円 八 円 百 億 二 三 十 億 千 億 六 百 千 七 八 十 百 二 八	額 億 額 面 五 面 金 千 金 額 万 額 で 円 で 千 二 四 兆 百 三 五 千 十 億 百 四 千 万 四 十 八	募 各 國 度 債 債 市 場 額 範 特 別 參 加 割 内 お に て う り い と に て う る う う 。 各 の 申 応

十  
六  
十  
五  
十  
四  
十  
三  
二  
十  
二  
口  
イ

払者入場元償  
込札所金還  
期参支金  
日加払額

償行争非者特国  
還入価・別債  
期札格第参市  
限発競I加場

入価  
札格  
発競  
行争

平  
成  
二  
十  
二  
大  
臣  
か  
ら  
年  
九  
月  
九  
月  
二  
十  
一  
財  
務  
大  
銀  
行  
か  
ら  
百  
年  
通  
知  
つ  
つ  
を  
き  
受  
け  
た  
日  
額  
本  
面  
金  
金  
額  
を  
と  
、  
百  
支  
き  
円  
払  
は  
年  
に  
う  
、  
期  
九  
月  
そ  
が  
月  
の  
銀  
二  
翌  
行  
十  
日  
當  
休  
業  
業  
日  
に  
に  
十  
八  
額  
面  
錢  
額  
厘  
百  
円  
に  
そ  
れ  
つ  
き  
ぞ  
れ  
九  
九  
十  
九  
九  
九  
円  
八  
額  
面  
錢  
額  
厘  
百  
円  
の  
に  
そ  
れ  
つ  
き  
ぞ  
れ  
九  
九  
十  
九  
九  
九  
円  
八  
額  
面  
錢  
額  
厘  
百  
円  
の  
に  
に

十  
八  
額  
面  
錢  
額  
厘  
百  
円  
の  
に  
に